

国立国語研究所情報公開・個人情報保護委員会規程

平成21年10月 1日

国語研規程 第21号

改正 平成22年10月20日

改正 平成24年 3月27日

改正 令和 5年 6月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行い、重要事項は速やかに人間文化研究機構情報公開委員会及び人間文化研究機構個人情報管理委員会に報告等を行う。

- (1) 文書の開示・不開示に関すること。
- (2) 情報公開に係る異議申立て及び訴訟に関すること。
- (3) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- (4) 個人情報に係る異議申立て及び訴訟に関すること。
- (5) 文書等の管理に関すること。
- (6) その他情報公開及び個人情報保護に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めるときに、招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。